

(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業

入札説明書

平成20年9月2日

名取市

< 目 次 >

I	入札説明書等の定義	1
II	対象事業の概要	2
1	事業の概要	2
2	事業のスケジュール（予定）	4
3	事業計画地及び施設の概要等	4
III	入札に関する事項	5
1	入札参加者が備えるべき参加要件等	5
2	入札に係るスケジュール（予定）	8
3	入札の手続	8
IV	入札書類の審査に関する事項	15
1	落札者の決定方法	15
2	審査委員会の設置	15
3	審査の方法	15
4	落札者の決定・公表	16
V	事業契約等に関する事項	17
1	基本協定の締結	17
2	特別目的会社の設立	17
3	S P Cとの事業契約の締結（仮契約）	17
4	事業契約の市議会における議決（効力の発生）	18
5	契約保証金	18
6	サービス対価の支払方法	19
7	サービス対価の減額等	25
8	工事保険等	29
VI	事業実施に関する事項	30
1	S P Cの権利義務に関する事項	30
2	市とS P Cの責任分担	30
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30
4	市による事業の実施状況のモニタリング	31
5	金融機関等と市の協議（直接協定）	34
6	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	34
7	その他	34

I 入札説明書等の定義

本入札説明書は、名取市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業」を実施するに当たり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成20年7月23日に公表した「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 実施方針」と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問回答及び意見を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 様式集」
（以下「様式集」という。）
- 2 「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 要求水準書（添付資料・頒布資料を含む。）」
（以下「要求水準書」という。）
- 3 「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 落札者決定基準」
（以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 基本協定書（案）」
（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 事業契約書（案）」
（以下「事業契約書（案）」という。）

なお、本入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問回答に相違がある場合は、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

また、本入札説明書等に記載がない事項については、本入札説明書等に関する質問回答によるものとする。

II 対象事業の概要

1 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業 (以下「本事業」という。)

(2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場 (本体施設及び付帯施設を含む、以下「本施設」という。)

(3) 公共施設等管理者等の名称

名取市長 佐々木 一十郎

(4) 事業目的

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスの取れた栄養のある食事を提供することによって、健康の増進、体位の向上を図ろうとするものであり、これらを通して日常生活における正しい食習慣を身につけさせ、学校で食事をすることによって、教師と児童生徒相互のふれ合いの場をつくり、好ましい人間関係の育成を図るものである。

本市においては、現在、増田西、閑上、第一と3つの学校給食共同調理場 (昭和49年～59年に建築) があるが、施設の老朽化や、平成9年に制定された「学校給食衛生管理の基準」に対応していないなどの課題があり、食の安全の確保を図るため早急な改善が必要となっている。

本事業は、現在の3調理場の統合整備及び運営を、PFI法に基づき実施するものである。

本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営システムの構築や、食育の推進に資することを旨とするものである。

(5) 事業手法

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を調査・設計、建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施するBTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

なお、選定事業者の業務内容の範囲を越える業務については、市が実施するものとする。また、本事業は、以下に掲げる事項を十分に踏まえて実施するものとする。

- 1) 食品衛生上の技術的水準を高めるため、ドライシステム導入及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入する。
- 2) 「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省平成9年4月1日制定)及び大量調理施設管理マニュアル(厚生労働省平成9年3月24日制定)に適合するとともに、HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の概念を取り入れた衛生管理を実施する。
- 3) 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供に対応した施設とし、これに対応したシステ

ムを構築する。

- 4) 食育の推進に寄与する施設とする。
- 5) 豊かでおいしい給食の提供を行う。
- 6) 施設の防音対策、脱臭対策及びその他の対策を行い、近隣への影響の低減に配慮する。
- 7) 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務に当たっては、省エネルギーに努めるとともに、環境負荷の低減に配慮する。
- 8) 施設における廃棄物（給食の残滓を含む。）の発生及び排出を抑制し、再利用・再資源化等を促進することにより、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図る。

(6) 業務内容

事業者が実施する業務は、以下に掲げるとおりである。なお、各業務における具体的な内容は、要求水準書に示す。

1) 本施設の整備業務

- ア 調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
- エ 調理設備設置・食器食缶等調達業務
- オ 施設備品調達業務
- カ 工事監理業務
- キ 周辺家屋影響調査・対策
- ク 電波障害調査・対策
- ケ 近隣対応・対策
- コ 所有権移転業務
- サ 上記各項目に伴う各種申請等業務

2) 本施設の維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（修繕業務を含む。）
- イ 建築設備保守管理業務（修繕業務を含む。）
- ウ 附帯施設保守管理業務（修繕業務を含む。）
- エ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

3) 給食の運營業務

- ア 食材検収補助業務
- イ 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- ウ 衛生管理業務
- エ 配送・回送業務
- オ 洗浄・残滓処理業務
- カ 運営備品調達業務等（配送車輛の調達及び維持管理を含む）

キ 開業準備業務

ク 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務、食数調整等とする。また、米飯・パン・牛乳については、(財)宮城県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営等業務に含まない。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成37年3月末日までとする。

2 事業のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

平成21年1月	最優秀提案者の選定 落札者の決定・公表
平成21年2月 平成21年2月	基本協定の締結 審査講評の公表 事業契約の文言明確化等
平成21年2月	選定事業者との事業契約の調印（仮契約）
平成21年3月	事業契約の市議会における議会の議決を得られた日 （効力の発生）
平成21年3月～平成22年7月	施設の整備（調査・設計、建設）期間
平成22年7月	施設の引渡し （施設の供用開始は平成22年8月25日）
平成22年7月～平成37年3月	施設の維持管理業務、給食の運営等業務期間
平成37年3月	事業契約の完了

3 事業計画地及び施設の概要等

(1) 事業計画地

- 1) 計画地位置 名取市堀内字北竹1 1-1 地内、他
- 2) 計画地面積 6,800㎡（詳細は、要求水準書による）
- 3) 隣接道路 国道4号線仙台バイパス、市道堀内大洞線（現況幅員約6.8m）
- 4) 地域地区 準工業地域
- 5) 形態規制 建ぺい率 60%
容積率 200%

6) 土地の使用に関する事項

土地は、市所有の行政財産とし、施設の整備、維持管理及び給食の運営業務に必要な範囲を事業者は無償で使用を許可する。

(2) 施設の概要

- 1) 供給能力 1日当たり8,500食（食缶方式）、2献立、（小学校11校、中学校5校）
- 2) 施設規模等 詳細は、要求水準書による。

Ⅲ 入札に関する事項

1 入札参加者が備えるべき参加要件等

(1) 入札参加者の参加要件

1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、施設の整備業務のうち建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、施設の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運営業務を担当する者（以下「運営企業」という。）で構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができることとする。

その他企業は、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」を担当することができるものとする。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理、運営等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。入札参加グループの場合は、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業を、入札参加グループの構成員という。

いずれの場合も、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の名称等について明らかにすること。

2) 業務の再委託

設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

なお、施設の整備業務のうち「調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設の維持管理業務のうち「調理設備・食器食缶等保守管理業務」及び給食の運営業務のうち「配送・回送業務」を協力企業に再委託（再発注）する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら協力企業の名称等について明らかにすること。

3) 入札参加グループの場合の参加要件

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- ア 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。代表企業については、担当業務に制限はなく、マネジメント業務、金融業務等を担当する構成員も含むものとする。
- イ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ウ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更を行うことができる。
- エ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

また、設計企業、建設企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理企業並びにその他企業については、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

1) 設計企業

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 平成 20 年度名取市入札参加資格者名簿に申請種目「建築一般」又は「建設コンサルタント」で登録をしていること。

ウ HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

2) 建設企業

ア 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 20 年度名取市入札参加資格者名簿に申請種目「建築一式工事」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、850 点以上であること。

ウ 延床面積 3,000 m²以上の施工実績があること。

3) 運営企業

ア HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

① 学校給食施設における調理業務

② 集団調理施設（同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設）における調理業務

(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）

第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者。

- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者、かつ、取り消し決定を受けていない者は除く。）
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者、かつ、取り消し決定を受けていない者は除く。）
- 6) 名取市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
- 7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定による営業停止の期間中である者。
- 9) 直前 2 年間の国税及び地方税を滞納している者。
- 10) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう（以下同じ。）。
- 11) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

（４）入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

2 入札に係るスケジュール(予定)

入札に係るスケジュールは、以下のとおりとする。

平成20年 9月2日(火)	入札説明書等の公表
9月4日(木)	入札説明書等に関する説明会
9月4日(木)	事業計画地説明会
9月2日(火)～9月9日(火)	入札説明書等に関する質問の受付(1回目)
9月11日(木)	配食予定校見学会
9月26日(金)	入札説明書等に関する質問回答の公表(1回目)
9月27日(土)～10月2日(木)	入札説明書等に関する質問の受付(2回目)
10月21日(火)	入札説明書に対する質問回答の公表(2回目)
10月20日(月)～10月23日(木)	入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付
10月30日(木)	競争参加資格確認審査の結果の通知
10月30日(木)～10月31日(金)	競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付
11月7日(金)	競争参加資格がないとされた理由の回答
12月10日(水)～12月12日(金)	入札辞退の受付
12月18日(木)	入札書等及び入札提案書類の受付
12月18日(木)	入札書の開札
1月下旬	落札者の決定

3 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等の公表は、市のホームページにて、以下の要領で行う。

1) 公表日

ア 公表日 / 平成20年9月2日(火)

イ 本事業に関する窓口

本事業の窓口	名取市教育委員会教育部庶務課施設係
住所	〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80
電話	022-384-2111
F A X	022-384-9690
e - m a i l	k-sisetu@city.natori.miyagi.jp
ホームページ	http://www.city.natori.miyagi.jp

(2) 入札説明書等に関する説明会及び事業計画地説明会

入札説明書等に関する説明会等を以下の要領で行う。

1) 入札説明書等に関する説明会

ア 開催日時 / 平成20年9月4日(木) 午前10時から

イ 開催場所 / 名取市役所 6階 大会議室

2) 事業計画地説明会

ア 開催日時 / 平成20年9月4日(木)午後1時30分から

イ 開催場所 / 事業計画地

3) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成20年9月2日(火)から9月3日(水)午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

4) 参加申込方法

ア 申込方法 / <様式1>に所定の事項を記載のうえ、電子メール(添付ファイル)により送付するものとする。(※電話、ファクスでの受付は行わない。)

なお、電子メールの件名は、「PFI説明会参加申込」とすること。

5) 当日連絡先

本事業に関する窓口

(3) 配食予定校見学会

本事業の給食の運営に係る配送・回送業務の対象となる配食予定校の入口、配膳室の状況等を確認するための見学会を以下の要領で行う。

1) 開催日時及び場所

ア 開催日時 / 平成20年9月11日(木)午前9時から午後4時まで

イ 集合場所 / 名取市役所正面玄関前に午前9時に集合(市の用意する車で移動)

2) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成20年9月2日(火)から9月10日(水)午後3時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

3) 参加申込方法

ア 申込方法 / 各学校説明会への参加を希望する民間事業者等は、<様式2>に所定の事項を記載のうえ、電子メール(添付ファイル)により送付するものとする。(※電話、ファクスでの受付は行わない。)なお、電子メールの件名は、「配食予定校見学会参加申込」とすること。

イ 配食予定校見学会の参加者は、原則として1入札参加者2名以内とする。

なお、合計人数が多くなる場合は、参加者の調整を要請することがある。

4) 当日連絡先

本事業に関する窓口

(4) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

<1回目>

ア 受付日時 / 平成20年9月2日(火)から9月9日(火)午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

<2回目>

ア 受付日時 / 平成20年9月27日(土)から10月2日(木)午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 質問提出方法

ア 提出方法 / <様式3>にその内容を簡潔に記載のうえ、電子メール(添付ファイル)により送付するものとする。(※電話、ファクスでの受付は行わない。)

なお、電子メールでの件名は、「PFI入札説明書等質問」とすること。

イ 電子メールアドレス: 本事業に関する窓口

ウ 提出確認 / 電子メールにより受領した場合は、本事業に関する窓口から受領したことを知らせるメールを返信する。※締切日の翌日までに返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

(5) 入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関する質問回答の公表を以下の要領で行う。

1) 公表日時及び場所

<1回目>

ア 公表日 / 平成20年9月26日(金)

イ 公表場所 / 市のホームページ

<2回目>

ア 公表日 / 平成20年10月21日(火)

イ 公表場所 / 市のホームページ

(6) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成20年10月20日(月)から10月23日(木)
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 確認申請方法

ア 本事業に関する入札を希望する入札参加者は、競争参加資格を満たすことを証明するため、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出して、市から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

イ 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

ウ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、<様式4>から<様式11>に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参又は、郵送(書留に限る)にて提出するものとする。

エ なお、受付期限日までに入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないとされた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

オ また、競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書等及び入札提案書類の受付期限日において、入札参加者の備えるべき競争参加資格に

掲げる要件の1つでも満たさない場合は、当該入札参加者は競争参加資格を失うことになり、本事業の入札に参加することができない。

カ 市は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を受領した場合、当該書類に受付印を押し、その写しを申請者に交付する。ただし、この写しをもって、競争参加資格に関する確認を受けたことにはならないので注意すること。

3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の取扱い

ア 提出された入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

イ 提出された入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は返却しない。

ウ 提出された入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の変更、差替え若しくは再提出は原則として認めない。

(7) 競争参加資格確認審査の結果の通知

競争参加資格確認審査の結果は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出した入札参加者の代表企業に対して、書面により平成20年10月30日（木）までに市から通知する。

(8) 競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付

競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成20年10月30日（木）から10月31日（金）
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 説明請求方法

ア 競争参加資格がないとされた入札参加者は、その理由について説明を請求することができる。当該理由の説明請求は、必ず書面（様式は自由）によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとする。（※郵送での受付は行わない。）

(9) 競争参加資格がないとされた理由の回答

競争参加資格がないとされた理由の説明請求を受けた場合は、当該請求者に対して、平成20年11月7日（金）までに書面により回答する。

(10) 入札辞退の受付

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成20年12月10日（水）から12月12日（金）
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 提出方法

ア 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、本事業に関する入札を辞退する場合は、入札辞退届<様式13>に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとする。（※郵送での受付は行わない。）

(11) 入札書等及び入札提案書類の受付

入札書等及び入札提案書類の受付を以下の要領で行う。

1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成20年12月18日 (木)

午前9時から正午まで

イ 受付窓口・受付場所 / 本事業に関する窓口

2) 提出方法

ア 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者は、入札書等及び入札提案書類を「様式集」に基づいて作成し、本事業に関する窓口へ持参又は、郵送（書留に限る）にて提出するものとする。（※郵送の場合は受付日時までに必着すること。）

イ 入札書は、任意の封筒に入れ封印をして提出すること。封筒の表には、必ず、（あて先）「名取市長」、「入札参加者名」、「（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業に係る入札書在中」を記載すること。

ウ 代理人が入札書を提出する場合は、＜様式15＞に所定の事項を記載のうえ、添付すること。

エ 市は入札書等及び入札提案書類を確認後、受領書を発行する。

3) 入札保証金

入札保証金は、名取市契約規則第6条の規定により免除する。

4) 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金6,759,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）である。

また、本事業に関する債務負担行為については、平成20年3月21日に、名取市議会の議決を得ている。

5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書等及び入札提案書類の受付期限日において、入札参加者の備えるべき競争参加資格に掲げる要件の1つでも満たさない場合は、当該入札参加者は競争参加資格を失うことになり、本事業に関する入札の資格がない者に該当する。

ア 本事業に関する入札の資格がない者の行った入札

イ 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人の行った入札

エ 競争参加資格確認申請書等、その他の提出書類に虚偽の記載をした者の入札

オ 記名押印を欠いた入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 本事業に関する入札において、他の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

6) 入札の中止等

入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(12) 入札書の開札

入札書の開札を以下の要領で行う。

1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 / 平成20年12月18日（木）午後1時30分

イ 開札場所 / 名取市役所 6階小会議室

2) 開札方法

入札参加企業、入札参加グループの代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札参加者の入札した入札金額が、市が定めた予定価格の範囲内である入札参加者を発表する。なお、入札参加者の入札した入札金額は、開札の段階では公表しないものとする。

ア 入札金額（消費税及び地方消費税を含まない。）

入札金額とは、入札書に記載する金額であり、計算式は以下のとおりである。

入札金額＝A＋B＋C＋D

(凡例)	A	施設の整備業務に対する対価（一時金と割賦金からなる）
	B	施設の整備業務に関する金利支払額（割賦金の分のみ）
	C	施設の維持管理業務に対するサービス対価
	D	給食の運営業務に対するサービス対価

なお、契約金額とは、契約書に記載する金額で、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額で、計算式は以下のとおりである。（1円未満の端数は切り捨て）

契約金額＝入札金額＋（A＋C＋D）×5/100

(13) 入札に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書等及び入札提案書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

入札参加者の入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3) 入札書等及び入札提案書類の取扱い

ア 公表等及び著作権等

本事業に関する入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は入札提案書類の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

本事業に関する入札提案書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うもの

とする。

ウ 提出された入札書等及び入札提案書類等は返却しない。

エ 提出された入札書等及び入札提案書類等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

4) 市からの提示書類の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

5) 入札参加者の複数案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

6) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

IV 入札書類の審査に関する事項

1 落札者の決定方法

市は、落札者の決定について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに設計・建設・維持管理・運営能力等）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

2 審査委員会の設置

最優秀提案者の選定は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会（「名取市新学校給食共同調理場PFI事業者審査委員会設置要綱」に基づき設置、本入札説明書において「審査委員会」という。）において行う。

区分	氏名	所属
委員	大村 虔一	宮城県教育委員会委員長 (財)宮城県地域振興センター理事長 みやぎ文化PFI協会会長
	杉山 丞	東北大学特任教授 キャンパス計画室長 仙台市杜の都の環境をつくる審議会副会長
	佐藤 玲子	尚絅学院大学 総合人間科学部 健康栄養学科教授
	太田 隆基	名取市副市長
	我妻 諭	名取市総務部長

3 審査の方法

最優秀提案者の選定のための審査方法は、以下のとおりである。なお、詳細については「落札者決定基準」によるものとする。

(1) 資格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

(2) 基礎審査

1) 入札金額に関する適格審査

入札書の開札により、入札参加者の入札した入札金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。

予定価格を超えた場合は失格とする。

2) 基本的要件に関する適格審査

提案書に記載された基本的要件に関して、落札者決定基準に定める基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

要件を一つでも満たさない場合は失格とする。

(3) 提案審査

1) 定性審査

提案書に記載された事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

2) 価格審査

入札金額について、落札者決定基準に示された得点化基準に従って評価する。

3) 総合評価

上記1)及び2)の得点の合計が最も高い提案を、最優秀提案として選定する。

(4) ヒアリングの実施

提案審査において、必要に応じて入札参加者に対して入札提案書類に関するヒアリングを行うことがある。

ヒアリングを行う場合の開催日時、開催場所（名取市役所内の予定）、準備書類（原則として、入札提案書類以外の提出を認めない予定）等については、事前にヒアリング対象者へ通知する。

4 落札者の決定・公表

(1) 落札者の決定・公表

1) 審査委員会による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定する。

2) 落札者の決定の結果は、速やかに入札参加者に対して文書で通知するとともに、市のホームページ等にて公表する。（※電話等による問い合わせには応じない。）

(2) 審査講評の公表

P F I 法第8条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者と基本協定を締結した後に公表する。

V 事業契約等に関する事項

1 基本協定の締結

落札者は、落札者の決定の通知を受けてから速やかに、市を相手方として、事業契約の締結（仮契約）に向けて必要となる事項等について、基本協定を締結する。

落札者の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、市は違約金として入札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

また、市の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、落札者は損害賠償を請求することができる。

なお、市及び落札者の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合は、市及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

2 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の締結（仮契約）までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として名取市内に設立する。

なお、入札参加者による、SPCに対する出資比率の合計は、全体の100分の50を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加グループの代表企業は必ず出資するものとする。

また、入札参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となってはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3 SPCとの事業契約の締結（仮契約）

（1）事業契約締結（仮契約）の手順等

SPCは、平成21年2月下旬を目処に、市を相手方として、事業契約書（案）及び入札提案書類に基づき、事業契約の締結（仮契約）をしなければならない。

事業契約において、SPCが実施すべき施設の整備業務（調査・設計、建設）、施設の維持管理及び給食の運営業務に関する業務内容、支払金額、支払方法等を定める。

（2）事業契約の内容の変更

事業契約の締結（仮契約）に当たっては、軽微な事項を除き、入札説明書等並びに落札者の入札書等及び入札提案書類に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

（3）事業契約の締結に至らなかった場合

SPCの事由により事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合は、市は違約金として入札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。また、市の事由により事業契約の締結（仮契約）に至らなかった場合は、SPCは損害賠償を請求することができる。

なお、市及びSPCの責めに帰すべき事由によることなく事業契約の締結（仮契約）に至らな

かった場合は、市及びSPC（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

（４）事業契約の締結に係る費用の負担

事業契約の締結（仮契約）に係るSPC側の弁護士費用、印紙代等は、SPCの負担とする。

4 事業契約の市議会における議決（効力の発生）

本事業は、PFI法第9条の規定により、市議会の議決を得たときに効力を生じるものとする。

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及びSPC（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

5 契約保証金

（１）SPCは、設計及び建設工事等の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに、施設の引渡しまでの間、以下に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、5）の場合において、市を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を市に提出し、SPC等を被保険者とした場合は、SPCの負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する。

- 1) 契約保証金の納付
- 2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 3) 施設の建設に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関の保証
- 4) 施設の建設に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証
- 5) 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（２）保証の金額は、施設整備費相当分（ただし、施設の整備業務に関する金利支払額を除く。）の100分の10とする。

（３）契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、市は、SPCに対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、SPCは、市に対し保証の金額の減額を請求することができる。

6 サービス対価の支払方法

(1) 支払の構成

市のSPCに対する支払（サービス購入費）は、施設整備費相当分、維持管理費相当分及び給食運営費相当分で構成される。なお、それぞれに含まれる項目は、以下のとおりである。

SPCに対する支払（サービス購入費）の内訳	
施設整備費相当分	
A	施設の整備業務に対する対価（一時金分と割賦金分からなる）
ア	調査業務及び関連業務
イ	設計業務及び関連業務
ウ	建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
エ	調理設備設置・食器食缶等調達業務
オ	施設備品調達業務
カ	工事監理業務
キ	周辺家屋影響調査・対策
ク	電波障害調査・対策
ケ	近隣対応・対策
コ	所有権移転業務
サ	上記各項目に伴う各種申請等業務
シ	その他費用 SPCの開業に要する諸費用、建中金利・保険料、SPCの資金調達に要する諸費用、その他施設の整備業務に関して初期投資として必要となる諸費用
A'	施設の整備業務に関する消費税及び地方消費税（一時金分と割賦金分からなる）
B	施設の整備業務に関する金利支払額（一時金分を除く割賦金分のみ） 上記A（一時金分を除く割賦金分のみ）とA'（一時金分を除く割賦金分のみ）の合計額を割賦元本とした元金均等方式による金利支払額
維持管理費相当分	
C	施設の維持管理業務に対するサービス対価
ア	建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
イ	建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
ウ	附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
エ	調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
オ	清掃業務
カ	警備業務
キ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ク	その他費用 SPCの管理費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等）、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他施設の維持管理業務に関して必要となる諸費用
C'	施設の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税
給食運営費相当分	
D	給食の運営業務に対するサービス対価
ア	調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
イ	衛生管理業務
ウ	配送・回送業務
エ	洗浄・残滓処理業務

オ	運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）
カ	開業準備業務
キ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ク	光熱水費（維持管理に係る費用を含む）
ケ	その他費用 S P Cの管理費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等）、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他給食の運営業務に関して必要となる諸費用
D'	給食の運営業務に関する消費税及び地方消費税

（2）施設整備費相当分

1）建設一時金

ア 支払内容

市は、施設整備費相当分のうち建設一時金として、353,025千円（消費税及び地方消費税を含む。）を、施設の引渡しの完了後速やかにS P Cに一括して支払う。なお、この金額は平成20年度の交付金基準額をもとに算定した数値であり、実際の支払い額は、平成22年度の基準額により算定した数値とする。

イ 支払手続き

- ① S P Cは、施設の引渡しの完了後速やかに、市に対して請求書を送付する。
- ② 市は、適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

2）割賦金

ア 支払内容

市は、施設整備費相当分の総額のうち上記の建設一時金を控除した額を、割賦金として、「A 施設の整備業務に対する対価」の割賦金分と「A' 施設の整備業務に関する消費税及び地方消費税」の割賦金分及び「B 施設の整備業務に関する金利支払額」の合計額を、施設の引渡しの完了の翌日から事業契約の完了までの15年間にわたって、年2回・計30回の元金均等方式でS P Cに支払う。

なお、「B 施設の整備業務に関する金利支払額」は、「A 施設の整備業務に対する対価」の割賦金分と「A' 施設の整備業務に関する消費税及び地方消費税」の割賦金分の合計額を割賦元本とした元金均等方式による金利支払額であることに留意すること（※ 消費税の割賦元本化）。このため、市は、施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備費相当分に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

イ 支払手続き

- ① S P Cは、毎年度の9月末日の翌日（4月から9月分）及び3月末日の翌日（10月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。
- ② 市は、適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

3）施設の整備業務に関する金利支払額の算定及び改定

ア 「B 施設の整備業務に関する金利支払額」の利率は、基準金利の利率と提案によるスプレッドの合計とする。

イ 基準金利の利率は、午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）としてTelerate17143ページに表示されている「6か月LIBORベース10年物（円/円）金利スワップレート（入札提案書類の提出時、初回の改定時）」及び「6か月LIBORベー

ス 5年物（円／円）金利スワップレート（2回目の改定時）」とする。

ウ 「B 施設の整備業務に関する金利支払額」にもちいる基準金利の利率は、平成22年7月26日（施設の引渡し予定日・初回の改定時）の2銀行営業日前のレートと平成32年7月26日（基準金利の改定日・2回目の改定時）の2銀行営業日前のレートを適用して改定を行う。

エ 入札時（入札提案書類の提出時）には、平成20年11月7日（金）に公表される基準金利の利率を使用するものとする。

オ なお、スプレッドの改定は行わない。

（3）維持管理費相当分

1）支払内容

市は、施設維持管理費相当分として、「C 施設の維持管理業務に対するサービス対価」と、「C' 施設の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税」の合計額を、施設の引渡しの完了の翌日（施設の維持管理業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって、概ね5年毎に平準化した金額をSPCに年4回・計59回で支払う。（初年度は年3回）具体的には、平成22年7月から平成27年3月まで、平成27年4月から平成32年3月まで、平成32年4月から平成37年3月までの、各期間の平準化した額とする。

なお、施設の維持管理業務に対するサービス対価には、これら業務に必要となる光熱水費は、含まない（（4）給食運営費相当分に含める）ものとする。

2）支払手続き

ア SPCは、毎月の維持管理業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、SPCは、毎四半期の維持管理業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。

イ 市は、上記アの報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。

ウ SPCは、上記イの通知を受領後、速やかに市に対して請求書を送付する。

エ 市は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3）維持管理費相当分の支払額の改定

ア 施設維持管理費相当分のうち「C 施設の維持管理業務に対するサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。

なお、施設維持管理費相当分のうち「C' 施設の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税」の支払額は、「C 施設の維持管理業務に対するサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。

イ 物価変動に使用する指数

毎年4月次の「消費税を除く企業向けサービス価格指数・建物サービス・確報値」（日本銀行調査統計局）。

ウ 改定を行う場合の指数の変動幅

初回の改定は、本事業の入札日が属する年度（平成20年度4月）の指数に対して、第1回の支払が属する年度（平成22年度4月）の指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

2回目以降の改定は、前回改定時の指数に対して、毎年±1.5%以上変動した場合に改定し、当該年度4月1日以降の支払額に反映させる。

エ 計算式は以下のとおりとする。

<平成22年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）>

$$P_{22}=P_{20} \times (CSPI_{22} / CSPI_{20})$$

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

$$P_n=P_{20} \times (CSPI_n / CSPI_{20})$$

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

$$P_n=P_r \times (CSPI_n / CSPI_r)$$

凡例	P ₂₀	入札時の提案に基づく1回当たりの支払額
	P ₂₂	平成22年度の1回当たりの支払額
	P _n	平成n年度の1回当たりの支払額
	P _r	直前(直近)の支払額が改定された年度の1回当たりの支払額
	CSPI ₂₂	平成22年4月の指数
	CSPI _n	平成n年4月の指数
	※ 改定率は、小数点第四位以下は切り捨てる。	

(4) 給食運営費相当分

1) 固定料金

ア 支払内容

市は、給食運営費相当分の総額のうち固定料金として、「D 給食の運営業務に対する対価」の固定料金分と「D' 給食の運営業務に関する消費税及び地方消費税」の固定料金分の合計額を、施設の引渡し完了の翌日（給食の運営業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって、SPCに年4回・計59回（初年度は年3回）の均等方式で支払う。

固定料金には、給食の運営業務のうち、調理業務、衛生管理業務、配送・回送業務、洗浄・残滓処理業務等に係る対価にあつて、提供給食数に関係なく生じる費用が該当するものと想定している。なお、固定料金には、これら業務に必要な光熱水費を含むものとする。固定料金と変動料金の具体的な構成区分や割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

イ 支払手続き

- ① SPCは、毎月の運営業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、SPCは、毎四半期の運営業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。
- ② 市は、上記①の報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。
- ③ SPCは、上記②の通知を受領後、速やかに市に対して請求書を送付する。
- ④ 市は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- ⑤ 上記①から④の支払手続きは、変動料金分と一括して行うものとする。

2) 変動料金

ア 支払内容

市は、給食運営費相当分の総額のうち変動料金として、「D 給食の運営業務に対する対価」

の変動料金分と「D' 給食の運営業務に関する消費税及び地方消費税」の変動料金分の合計額を、施設の引渡しの完了の翌日（給食の運営業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって、SPCに年4回・計59回（初年度は年3回）、「変動料金算定基準」に基づく方式で支払う。

変動料金には、給食の運営業務のうち、提供給食数に応じて変動する費用が該当するものと想定している。なお、変動料金には、これら業務に必要となる光熱水費を含むものとする。

イ 支払手続き

変動料金の支払手続は、1) 固定料金の①から④の支払手続と一括して行うものとする。

3) 給食運営費相当分の支払額の改定

ア 給食運営費相当分のうち「D 給食の運営業務に対するサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。

なお、給食運営費相当分のうち「D' 給食の運営業務に関する消費税及び地方消費税」の支払額は、「D 給食の運営業務に対するサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。給食運営費相当分の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動に使用する指数

毎年の4月次の「消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」（日本銀行調査統計局）。

ウ 改定を行う場合の指数の変動幅

初回の改定は、本事業の入札日が属する年度（平成20年度4月）の指数に対して、第1回の支払が属する年度（平成22年度4月）の指数が±1.5%以上変動した場合に改定する。

2回目以降の改定は、前回改定時の指数に対して、毎年±1.5%以上変動した場合に改定し、当該年度4月1日以降の支払額に反映させる。

エ 計算式は以下のとおりとする。

<平成22年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）>

$$P_{22}=P_{20} \times (CSPI_{22} / CSPI_{20})$$

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

$$P_n=P_{20} \times (CSPI_n / CSPI_{20})$$

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

$$P_n=P_r \times (CSPI_n / CSPI_r)$$

凡例	P ₂₀	固定料金：入札時の提案に基づく1回当たりの支払額 変動料金：入札時の提案に基づく1食当たりの単価
	P ₂₂	平成22年度の1回当たりの支払額
	P _n	平成n年度の1回当たりの支払額
	P _r	直前(直近)の支払額が改定された年度の1回当たりの支払額
	CSPI ₂₂	平成22年4月の指数
	CSPI _n	平成n年4月の指数
	※ 改定率は、小数点第四位以下は切り捨てる。	

オ 光熱水費

光熱水費については、消費者物価指数（総務省統計局）を使用し、運営費の改定方法を準

用する。

4) 変動料金算定基準

ア 「D 給食の運営業務に対する対価」の変動料金分は、各期（4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分）における変動料金の算定基礎となる食数の合計に入札参加者が提案する1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額とする。

なお、入札参加者が提案する1食当たりの変動料金の単価は、小数点以下は切捨てとする。

イ 提供給食数等

① 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、教職員用、各学校の検食、市の職員用、試食会・見学会・その他市が依頼する給食用等が含まれるものとし、市及びSPCの検食用、SPCの職員用を含まない。

なお、提供給食数に含まれない、市及びSPCの検食用は、「D 給食の運営業務に対する対価」の固定料金分に含まれるものとし、SPCの職員用は、別途、要請食数に応じて給食費を徴収する。

② 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、給食の運営業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（SPCが給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数）が6,000人以上8,500人以下となることを保証する。

また、1日当たりの提供給食数が8,500食を超える要求を行わない。

③ 提供給食数の決定方法

市が保証する提供対象者数に対し、児童生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の15日（4月は当月の6日、また、15日（6日）が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに、市からSPCにその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学校行事等の日程変更及び学級閉鎖等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は閉庁日を除く1日前）の午後4時までに、市からSPCに当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

参考として、平成19年度の実施給食数（「要求水準書【添付資料7】」）を示す。

ウ 変動料金の算定基礎となる食数

変動料金の算定基礎となる食数は、実施給食数とする。

エ SPCの職員用給食

本事業の対象外であるが、SPCの職員用の給食については、最大100食までを市に要請できるものとする。市は、要請食数に応じて給食費を徴収する。

オ 入札時（入札提案書類の提出時）には、以下の年間提供給食数を使用するものとする。

48万食（平成22年度 8月～3月分）

130万食/年（平成23年度～36年度）

7 サービス対価の減額等

(1) 業務不履行の定義

業務不履行の定義は、以下のとおりとする。

区分	レベル
提供不全	レベル4：給食を提供できなかった場合
	レベル3：給食を提供することはできたが、指定時間内に給食を配送できなかった場合
所定水準	レベル2：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
未達成	レベル1：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

具体的な内容は、以下のとおりである。

1) レベル4

S P Cの責めに帰すべき事由により、児童生徒等が喫食できなかった場合

2) レベル3

S P Cの責めに帰すべき事由により、給食を提供することはできたが、市が指定する学校の給食開始時刻までに配送できなかった場合

3) レベル2

給食提供へ支障が生じる可能性がある場合及び衛生管理等が不十分である場合

4) レベル1

衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、所定水準を満たすサービスの提供がされていない場合

(2) 業務不履行の判断

1) 提供不全の判断

ア 提供不全の場合は、市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、レベル4又はレベル3のいずれかについて判断する。

イ 提供不全の場合、市はS P Cに対して、速やかに是正勧告を行う。

2) 所定水準未達成の判断

モニタリングの結果、所定水準が達成されていないと市が判断した場合、市はS P Cに対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）又は所定水準が達成されていないと市が判断した日から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、是正勧告を行う。

ただし、次の場合は是正勧告を行わない。

ア 予め市の承諾を得た作業等によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

イ 市の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

ウ 見学者の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

エ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

(3) 是正勧告

1) 改善計画書の提出

S P Cは、原則として是正勧告を受けた日から3日(3日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。

また、改善期日は、原則として改善計画書の提出日から5日(5日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内とする。

ただし、市は、改善計画書の提出及び改善期日を、是正勧告の内容及び改善計画書の内容に応じて早めたり遅らせたりすることができるものとする。

2) 改善計画書に基づく対応状況の報告等

S P Cは、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。

市は、原則として報告のあった日の翌開庁日に業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認する。

ア 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されたと市が判断した場合、市はS P Cに対して、速やかに業務確認の通知を行う。

イ 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されていないと市が判断した場合、速やかに是正勧告(2回目以降)を行う。

(4) サービス対価の減額

1) 提供不全によるペナルティポイント

市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、当該提供不全がS P Cの責めに帰すべき事由による場合には、市は、S P Cに対して是正勧告を行うとともに、S P Cにペナルティポイントを計上する。

なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、市及びS P Cは、ペナルティポイントの計上に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表1 提供不全によるペナルティポイント

影響を受けた給食数の割合※	レベル4	レベル3
1%未満(0%を含まず)	1.0	0.5
1%以上5%未満	2.0	1.0
5%以上10%未満	3.0	1.5
10%以上	4.0	2.0

※当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数/当該年度の4月における最大の提供給食数

ア 食中毒事故による提供不全の場合のペナルティポイント

一つの食中毒事故の発生による提供不全の場合におけるペナルティポイントは、営業停止期間がともなう場合(当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む)であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に、一つの食中毒事故の発生につき一括して8ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

なお、当該食中毒事故の発生による提供不全が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力に

よる場合には、ペナルティポイントを計上しない。

2) 所定水準未達成によるペナルティポイント

上記の(3) 2) イに基づいて是正勧告(2回目以降)が行われた場合、市は、是正勧告(2回目以降)の翌日から所定水準の未達成が解消されたことが確認できた業務現場への立入検査の前日までの日数(市の閉庁日を除く)に、表2に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。

なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとし、2四半期にまたがってペナルティポイントが計上される場合、当該ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。

また、市及びSPCは、ペナルティポイントの計上に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表2 所定水準未達成によるペナルティポイント

ポイントの期間	レベル2	レベル1
1日当たり	2	1

3) 合計ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期における表1と表2の合計ペナルティポイントにより、市はSPCに対して、表3のとおり減額等の措置を講じる。

表3 合計ペナルティポイントによる減額等

合計ペナルティポイント	サービス対価の減額等
4未満	減額の措置を講じない
4以上 8未満	20%
8以上	当該四半期分のサービス対価の支払停止 20%

ア 減額の対象

減額の措置の対象は、施設維持管理費相当分と給食運営費相当分の合計額とする。

イ 算定式

当該四半期に、表3のサービス対価の減額(20%)が生じた場合の算定式は、以下のとおりとする。

$(\text{施設維持管理費相当分} + (\text{給食運営費相当分の固定料金} + \text{給食運営費相当分の減額前の変動料金})) \times 20\% + (\text{未提供給食数} \times 1 \text{食当たりの変動料金の単価})$

① 合計ペナルティポイント4未満の場合の未提供給食数による減額

表3のサービス対価の減額は生じないが、「未提供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額を行うものとする。

② 食中毒事故による未提供食数

食中毒事故の発生の場合の上記算定例における未提供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に一括して計上する。

ウ 支払停止が発生した場合

支払停止が発生した場合、翌四半期における合計ペナルティポイントが4未満であると

きは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

(5) 運営企業の変更

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに運営企業の変更を行うことができる。

- 1) 支払停止の措置が発生した翌四半期に合計ペナルティポイントが4以上の場合
- 2) 運営企業の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故（死者又は重傷者の発生）による場合

(6) 事業契約の解除

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに事業契約の解除を行うことができる。

- 1) SPCが、上記の(3) 1) に基づく改善計画書の提出期限内に改善計画書を市に対して提出しなかったため、市が上記の(3) 2) イ に準じて是正勧告(2回目)を行なった場合において、係る再度の是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合
- 2) SPCが、上記の(3) 1) に基づく改善計画書において定めた期限までに業務の不履行の状態の改善及び復旧が確認されなかったため、市が上記の(3) 2) イ に基づいて是正勧告(2回目)を行なった場合において、係る再度の是正通告に基づき市に対して提出されたSPCの改善計画書において定めた期限までに、市において当該業務の不履行の状態の改善及び復旧を確認できない場合
- 3) 上記(5)により運営企業の変更を行った後に、支払停止の措置が発生した場合

8 工事保険等

S P Cは、本事業の実施に関連して、自ら又は受託者をして、次の保険に加入又は加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく本市へ提示しなければならない。

また、以下の保険以外にリスク対応のために必要とする場合は、提案により加入するものとする。

(1) 建設工事期間

1) 建設工事保険

保険の契約者	S P C又は建設企業
被保険者	S P C又は建設企業等
保険の対象	施設の建設工事費
保険の期間	工事着工日を始期とし、引渡し予定日を終期とする。
保険金額（補償額）	建設工事費（建設工事に係る請負代金相当額）
補償する損害	水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

2) 第三者賠償責任保険

保険の契約者	S P C又は建設企業
被保険者	S P C又は建設企業等
保険の期間	工事着工日を始期とし、引渡し予定日を終期とする。
てん補限度額（補償額）	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(2) 維持管理・運営期間

1) 第三者賠償責任保険

保険の契約者	S P C又は維持管理企業及び運営企業
被保険者	S P C又は維持管理企業及び運営企業
保険の期間	維持管理業務及び運営業務の開始日を始期とし、事業契約の完了日を終期とする。
てん補限度額（補償額）	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	維持管理業務及び運営業務に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

VI 事業実施に関する事項

1 S P Cの権利義務に関する事項

(1) S P Cの事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等

本事業を実施するために設立されたS P Cに出資を行ったすべての出資者は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

S P Cが、市に対して有する施設の調査・設計、建設及び工事監理並びに施設の維持管理及び給食の運営の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することはできない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

S P Cが、市に対して有する施設の調査・設計、建設及び工事監理並びに施設の維持管理及び給食の運営の提供に係る債権に対する質権の設定及び担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

2 市とS P Cの責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の整備業務（調査・設計、建設）、施設の維持管理業務及び給食の運営業務の責任は、原則としてS P Cが負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスク分担と責任分担

市とS P Cの責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）において示すが、事業契約書（案）において示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後S P Cが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、施設整備に係る交付金を、SPCに支払う一時金に充当する。なお、SPCは、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

4 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、SPCが定められた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に規定された水準並びに入札提案書類において入札参加者が提案した水準（以下「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するとともに、SPCの財務状況を把握するため、事業の実施状況のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの費用の負担

市が行うモニタリングに係る費用は、全て市の負担とする。

(3) 施設の整備業務に関するモニタリング

1) 調査・設計時

ア 市は、施設が所定水準に従い設計されていることを確認する。

市は、当該確認を行うために、施設の設計状況その他について、SPCに事前に通知したうえで、SPCに対してその説明を求めることができるものとし、また上記確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

イ SPCは、アに定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとし、また設計企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

SPCは、調査及び設計（基本的事項決定と実施設計）の完了時その他必要に応じて随時、アの市による確認ができる報告書及び設計図書等を市に提出し、市に内容の確認を受ける。

また、SPCは、建築基準法に基づく建築確認等の書類作成を行い、建築確認等の申請を行うとともに、市に事前説明及び事後報告を行う。

ウ 市は、ア、イに基づき説明及び報告等を受け、指摘事項がある場合には、適宜これをSPCに伝え、又は意見を述べることができる。

エ 市は、SPCへの説明要求、SPCによる説明の実施を理由として、施設の設計の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

2) 建設時

ア 市は、新設工事に先立ち要求水準書に示す着工前業務が完了していることを確認する。

イ 市は、工事の進捗状況について、随時、SPCに対して報告を要請することができ、SPCは、市の要請があった場合には速やかに報告を行わなければならない。

また、市は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工事について、SPCに事前に通知したうえで、SPC又は建設企業に対して中間確認の実施と、その報告を求めることができる。

ウ 市は、建設期間中、随時、SPCに対して質問をし、工事について説明を求めることができる。

S P Cは、市から係る質問を受領した後14日（14日目が市の閉庁日の場合はその翌閉庁日）以内に、市に対して回答を行わなければならない。

市は、S P Cの回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。

エ 市は、建設期間中、S P Cに対する事前の通知を行うことなく、随時、工事に立ち会うことができる。ただし、立ち会い開始に際しては、現場においてS P Cの現場責任者に連絡し、その安全管理上の指示に従うものとする。

オ イ、ウ、エに定める報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、建設状況が所定水準の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、S P Cに対してその是正を求めることができ、S P Cは、これに従わなければならない。

カ S P Cは、建設期間中に実施する施設の検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとし、市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

キ 市は、S P Cへの説明要求又は工事への立ち会いを理由として、施設の設計、建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

ク S P Cは、中間確認及び建設状況の確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また必要ある場合には、建設企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3) 竣工時

ア 市は、施設の竣工時に、S P Cによって建設された施設について、所定水準を達成しているか否かを確認する。

イ S P Cは、アに定める市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとする。

ウ これら、施設の竣工時における、市による確認の実施に関する詳細は、事業契約書（案）によるものとする。

(4) 施設の維持管理及び給食の運営業務に関するモニタリング

市は、S P Cによって実施される施設の維持管理業務及び給食の運営業務について、所定水準に基づき適正かつ確実なサービス提供がなされているかを確認するため、以下のモニタリングを行う。

1) モニタリングの対象となる業務

(施設の維持管理業務)

Ⅱ 1 (6) 2) アからキの各業務

(給食の運営業務)

Ⅱ 1 (6) 3) アからクの各業務

2) モニタリングの方法

各業務に対するモニタリングの実施項目は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市とS P Cで協議して決定する。

市は、各業務の実施段階に応じて、S P Cが提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

ア S P Cからの業務報告書の提出

S P Cは、事業契約等に基づき、各業務の実施結果を記録した業務報告書を作成し市に提

出する。各業務報告書の提出期限は下表のとおりとする。

なお、業務報告書の内容は、SPCの提案に基づき、事業契約の締結後に、市とSPCで協議をして、市が決定する。

区分	提出期限
業務報告書 (月報)	毎月の業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。
業務報告書 (四半期報)	毎四半期の業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。

イ 市のモニタリング

市の行うモニタリングは、下表のとおりとする。

区分	方法
モニタリング (月次)	SPCから提出された業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて、業務現場への立入検査やSPCに説明等を求めることにより、施設の状況及び当該月の業務実施状況を確認することがある。 なお、業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (四半期報)	SPCから提出された業務報告書（四半期）を確認するほか、業務現場への立入検査やSPCに説明等を求めることにより、施設の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。 なお、業務現場への立入検査は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (随時)	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務現場への立入検査やSPCに説明等を求めることにより、施設の状況及び業務実施状況を確認することがある。 なお、業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。

3) モニタリングの結果についての対応

① 所定水準が達成されていると市が判断した場合の業務確認の通知

モニタリングの結果、所定水準が達成されていると市が判断した場合、市はSPCに対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、業務の履行を確認した旨の通知（以下「業務確認の通知」という。）を行う。

② モニタリングにより所定の水準が達成されていない又は達成されない恐れがあると市が判断した場合は、是正勧告、サービス対価の減額、サービス対価の支払の停止及び事業契約の解除等の措置を行うものとする。

(5) 財務の状況に関するモニタリング

ア SPCは、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、当該事業年度の最終日から起算して3か月以内に、（3か月目が閉庁日の場合はその翌開庁日）市に提出しなければならない。

イ 市は、アに基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認めら

れる場合は、SPCに対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、SPCは、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行することとする。

5 金融機関等と市の協議（直接協定）

市は、本事業の円滑な実施及び継続性を確保するため、SPCに対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

6 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7 その他

(1) 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、市のホームページに掲載する。